

通勤・通学高速バス定期券等購入費助成のお知らせ

潮来市への定住や、Uターンを促進を目的とし東京都内へ通勤又は通学する市民の方々を対象に定期券等（鹿島神宮駅-東京駅間の定期乗車券、水郷潮来バスターミナル-東京テレポート間の普通乗車券若しくは定期乗車券、鉾田駅-東京駅間の定期乗車券）購入費のうち年額最大120,000円を助成します。

※運行状況に関しては各社ホームページをご確認ください。

いずれも1ヶ月あたり15日以上都内に通勤又は通学している人で、18歳以上の世帯全員に市税の滞納がないことが条件です。



対象者

1 新規就労者

平成29年4月1日以降に新規に就労した人で、本市に在住し、就労した日から2年遡った日の属する年度以降に大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校又は各種学校を卒業し、常勤で雇用期間の定めのない職に就いている方

2 転入者

平成29年4月1日以降に本市に転入した人で、転入した日において50歳未満の人（転入した日前1年間、本市に住民票を置いていなかった人）で雇用期間の定めのない職に就いている方

3 通学者

本市に在住している人で、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校又は各種学校へ通学している方のうち、通学定期券の販売対象である方

▶ **助成期間** 令和3年4月1日～令和4年3月31日

▶ **利用方法** 助成制度を利用するには、申請書類の提出が必要です。
初めて利用される方は、申請日現在において有効な定期券の利用開始日から3ヶ月以内に申請してください。

▶ **受付開始日** 4月8日（木）～

▶ **申請書類**

- ・ 申請書 [様式あり]
- ・ 住民票謄本の写し（1ヶ月以内に発行されたもので続柄記載ありのもの）
- ・ 申請日現在において有効な定期券等の写し（券面のコピー）
- ・ 完納証明書（申請日現在において18歳以上の世帯全員分）
- ・ 在学証明または在学を証明する書類（通学者のみ必要）
- ・ 卒業証書の写し（新規就労者のみ必要）
- ・ 就労及び通勤手当支給額証明書（新規就労者及び転入者のみ必要）
- ・ 戸籍の附票又は従前の住所地の住民票の除票（転入者のみ必要）
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

▶ **申込方法** 直接持参（潮来市役所2階 企画調整課）又は 郵送（〒311-2493 潮来市辻626）でお申込みください。

請求方法等、詳細は潮来市ホームページをご覧ください。

【お問合せ】 企画調整課 企画調整グループ ☎63-1111 内線212・213